

放置禁止区域以外の自転車撤去(2)

(平成24年8月20日現在)

	放置自転車撤去の判断者			放置自転車撤去の判断方法			
	区職員	委託業者	その他	シールやはり札の残置	防犯登録の記録	継続的に写真に記録	その他
千代田	○			○			
中央	○			○			
港		○		○			
新宿	○			○			
文京		○		○			
台東	○	○		○			
墨田	警告札を貼付し、7日間経過後、残置なら撤去			○			
江東	○			○			
品川	○			○	○		
目黒	○	○		○			
大田	○			○			
世田谷	○			○			
渋谷	○						○(状況に応じ)
中野	○			○	○	○	
杉並	○			○			
豊島	○			○			
北	○			○			
荒川	○			○			
板橋	○			○			
練馬	○	○		○		○	
足立	○			○			
葛飾							
江戸川	○			○			
合計	20	5		21	2	2	